

4 瀬情個第2号  
令和4年11月1日

瀬戸市長 伊藤保徳様

瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 江坂正光



個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う対応について  
(答申)

令和4年9月26日付け4瀬行第31号の諮問について、下記のとおり  
答申します。

記

1 条例で定めることが法律上必要な事項について

(1) 本人開示等請求における手数料

行政機関が保有する個人情報を本人が開示請求することは当然の  
権利であることに鑑み、個人情報の開示等請求手数料は、現行どおり  
無料とし、写しの作成及び送付に要する費用は、現行どおり実費を徴  
収することが適当である。

(2) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

現時点では、民間事業者等からの行政機関等匿名加工情報の提案募  
集を実施しないこととし、手数料も規定しないことが適当である。

(3) 開示等請求における手数料

公文書の開示等請求手数料は、情報公開制度の適切な運用を前提と  
して徴収の適否を検討するべきであり、現時点では、現行どおり無料  
とし、写しの作成及び送付に要する費用は、現行どおり実費を徴収す  
ることが適当である。

2 条例で定めることが法律上許容されている事項について

(1) 「条例要配慮個人情報」の内容

現時点では、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）で規定される要配慮個人情報とは別に、地域の特性その他の事情は特に想定されないことから、条例要配慮個人情報は規定しないことが適当である。

(2) 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項

今後も個人情報の適切な運用管理を目的とした庁内チェック体制を確保するため、改正法で規定される個人情報ファイル簿に加えて、現行の瀬戸市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）第8条の規定による「個人情報取扱事務の届出」と同様の取扱いを行うこととし、引き続き「個人情報取扱事務登録簿」を作成し、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に報告することが適当である。

(3) 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問

個人情報の適正な取扱いを確保するため、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会を改正法第129条の審議会として位置付けることが適当である。

(4) 開示等請求における不開示情報の範囲

改正法第78条第2号ハの規定において不開示情報とされる「公務員等の氏名」については、現行条例第17条第3号ウの規定と同様に開示情報の取扱いを行うことが適当である。

(5) 開示請求等の手続

現時点で、改正法第107条第2項の規定による処分庁・行政庁について、特例の規定は設けないことが適当である。

(6) 開示決定等の期限

現行条例及び現行の瀬戸市情報公開条例と同様の取扱いを行うこととし、民法第140条の規定により期間の初日を算入しないことを明確にするため、「開示請求があった日の翌日から起算して14日以内」として規定することが適当である。

(7) 開示決定等の期限の特例

現行条例及び現行の瀬戸市情報公開条例と同様の取扱いを行うこととし、民法第140条の規定により期間の初日を算入しないことを



明確にするため、「開示請求があった日の翌日から起算して44日以内」として規定することが適当である。

3 個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項として条例で定めることが許容される事項について

(1) 目的外利用及び外部提供

実施機関の個人情報の利用、提供に一定の制限を設けるため、現行条例第10条第2項の規定と同様の取扱いを行うこととし、引き続き、市長への届出を義務付けることが適当である。

(2) 運用状況の公表

今後も個人情報保護制度の適正な運営と健全な発展を期するため、現行条例第48条の規定による運用状況の公表と同様の取扱いを行うこととし、引き続き瀬戸市個人情報保護法施行条例の運用状況を公表することを市長の責務として規定することが適当である。

4 補足意見

公文書の開示等請求における手数料については、上記答申のとおりであるが、今後、開示等請求における手数料の徴収の適否について検討するのであれば、まずは、公文書の開示を求める権利が十分に尊重されるよう、適切に公文書の作成及び管理を行い、必要な情報を積極的に公表する等情報公開に係る体制を整備することが必要であり、市政の透明化と市民への説明責任を果たされたい。

以上